平成２５年（フ）第１０５１号
名古屋市緑区鳴海町字向田13番地の２
破産者　山内さよ子
１　決定年月日　平成25年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２５年（フ）第４８号
滋賀県彦根市平田町60番地１　111号
破産者　小川　由貴
１　決定年月日　平成25年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部
平成２４年（フ）第９８３号
堺市西区上野芝町４丁９番10号
破産者　井上　清子
１　決定年月日　平成25年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２５年（フ）第２８１号
大阪府河内長野市錦町19番49―202号
破産者　江　　末博
１　決定年月日　平成25年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２５年（フ）第２９８号
堺市西区上野芝町１丁11―７三宅文化202、住民票上の住所堺市南区桃山台１丁３番23―203号
破産者　山田　　匠
１　決定年月日　平成25年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２５年（フ）第４２１号
堺市中区土塔町108番地60
破産者　松岡　敬子
１　決定年月日　平成25年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２５年（フ）第４４７号
堺市中区東山1013番地　パレドール東山303号、前住所堺市中区伏尾374番地１
破産者　江原　　修
１　決定年月日　平成25年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２５年（フ）第４４９号
堺市堺区今池町１丁３番29―202号
破産者　瀬川　　昭
１　決定年月日　平成25年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２５年（フ）第４５９号
大阪府松原市河合５丁目245番地1025号
破産者　益田　幸子
１　決定年月日　平成25年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２５年（フ）第４６３号
堺市南区赤坂台３丁９番15―110号
破産者　神山　勝美
１　決定年月日　平成25年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２５年（フ）第４９３号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番345―207号
破産者　藤堂　　隆
１　決定年月日　平成25年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２５年（フ）第５０３号
堺市南区鴨谷台３丁２番３―303号
破産者　岩見　英憲
１　決定年月日　平成25年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２５年（フ）第５１１号
大阪府羽曳野市恵我之荘３丁目１番３号医療法人昌円会高村病院、住民票上の住所大阪府羽曳野市南恵我之荘６丁目２番12号
破産者　倉橋美代子
法定代理人成年後見人　栗田　新一
１　決定年月日　平成25年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２５年（フ）第５１５号
大阪府高石市綾園１丁目７番10号
破産者　河野　節子
１　決定年月日　平成25年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２５年（フ）第５１８号
堺市堺区甲斐町西３丁２番26―405号
破産者　奥　　純子
１　決定年月日　平成25年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２４年（フ）第４９１号
兵庫県神崎郡福崎町福崎新279番地
破産者　尾上八千代
１　決定年月日　平成25年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部
平成２４年（フ）第５０６号
奈良市古市町1366番地の16
破産者　中西　達也
１　決定年月日　平成25年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所
平成２５年（フ）第４７号
奈良県天理市荒蒔町210番地６
破産者　松本　照子
１　決定年月日　平成25年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

小規模個人再生による再生計画認可

平成２５年（再イ）第１号
新潟県柏崎市向陽町1279番地296
再生債務者　清水　正憲
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年７月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月13日
新潟地方裁判所長岡支部再生係
平成２５年（再イ）第３号
新潟県長岡市大島本町４丁目107番地22　ミドルビレッジＡ
再生債務者　飯塚　浩史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年７月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月13日
新潟地方裁判所長岡支部再生係
平成２５年（再イ）第８０号
東京都渋谷区神山町１―９　Ｙシャトー403
再生債務者　井上　洋平
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月９日
東京地方裁判所民事第20部
平成２５年（再イ）第１５号
静岡市駿河区広野２丁目18番４号
再生債務者　笠井　昌樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月12日
静岡地方裁判所民事第２部
平成２５年（再イ）第７号
山口市楠木町１番12―104号　ブラウニー
再生債務者　中村　　武
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月12日　　山口地方裁判所
平成２５年（再イ）第１２５号
埼玉県八潮市大字伊勢野321―６
再生債務者　遠藤　　明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月９日
東京地方裁判所民事第20部
平成２５年（再イ）第２号
静岡県焼津市坂本979番地
再生債務者　池田　佳史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月12日
静岡地方裁判所民事第２部